

さ情審査答申第150号
平成30年1月4日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成27年11月5日付けで貴職から受けた、「観光国際課が保有する住民監査請求に係る陳述書(SIMカードの件)」(以下「本件対象行政情報」という。)の不開示決定(以下「本件処分」という。)に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成27年9月25日付け経商観第2198号により、さいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分は妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。)第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、陳述用のメモ書きの開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、以下のとおりである。

メモといえども行政情報である。文書管理規則第34条第2項にはあてはまらない。よって当該文書は保存されていると思われ、廃棄は公用文書等毀損罪のおそれがある。(刑法第258条)

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、以下のように説明している。

平成27年8月26日に、外国人旅行者へのSIMカード配布事業について

違法だとする住民監査請求書が提出された。平成27年9月1日付け、さいたま市監査委員より、さいたま市長宛てに、当該住民監査請求に関する関係職員の陳述聴取のため、関係職員の出席を求める依頼があった（「陳述書」の提出を求めるものではない。）。これに基づき、平成27年9月16日に関係職員の陳述聴取が行われ、資料として外国人旅行客へ配布するSIMカード・取扱説明書・本市の観光PRはがき・大宮盆栽美術館の割引券一式の写しと、併せて本事業のPRのため作成したチラシ・のぼりの画像の写しを提出した。

当該事業は本市で初めてだったこともあり大変注目され、マスコミ、議会等多くの関係者に何度も同様の説明をする場面があった。そのため、説明は、そらんずることができる程度になっており、原稿等を用意する必要はなかった。参照したメモは、監査委員からの質問があった際、回答のための資料を容易に検索するための所在を記したインデックスのようなものであり、陳述書は作成していない。

異議申立人は「メモといえど行政情報である」「文書管理規則第34条第2項にあてはまらない。よって当該文書は保存されていると思われ、公用文書等毀損罪のおそれがある。（刑法第258条）」と主張するが、陳述の際に参照したメモは、さいたま市文書管理規則第2条第1号に規定する「文書」にあたらぬと判断したため、9月16日の陳述聴取終了直後にメモは廃棄済みである。そのため、9月16日に申請のあった行政情報開示請求は文書不存在のため不開示決定とした。

第4 審査会の判断の理由

1 本件異議申立てについて

本件異議申立ては、異議申立人が平成27年9月16日付けで行った本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が平成27年9月25日付けで行った不開示決定に対してなされたものである。実施機関は行政情報不開示決定通知書に開示しない理由として「当該行政情報は存在しない。参考として陳述用のメモは作成したが既に廃棄している。」としているところ、異議申立人は前記第2の2に記載する異議申立ての理由により異議申立てを行ったものである。

2 本件処分の当否について

- (1) 本件対象行政情報は、「観光国際課が保有する住民監査請求に係る陳述書（SIMカードの件）」である。さいたま市監査委員は平成27年8月26日付け監査監第742号で請求人3人（異議申立人を含む。）から、さいたま市が行った訪日外国人観光客SIMカード配布事業について、

S I Mカードの購入及び配布にあたっての梱包等作業に支出した経費（合計569万8,080円）をさいたま市長及び観光国際課長が連帯してさいたま市に返還することを勧告するよう求める住民監査請求を受け付けた。当該住民監査請求は、平成27年9月1日付けで受理され、同年9月16日に監査委員による実施機関の関係職員に対する陳述聴取が行われた。今回の異議申立ては、その陳述聴取の際に作成されたメモの開示を求めるものである。

- (2) 実施機関は、理由説明書及び意見陳述において以下のように説明している。

訪日外国人観光客S I Mカード配布事業はさいたま市で初めてだったこともあり大変注目され、マスコミ、議会等多くの関係者に何度も同様の説明をする場面があった。そのため、説明はそらんずることができる程度になっており原稿等を用意する必要はなかった。参照したメモは、監査委員から質問があった際、回答のための資料を容易に検索するための所在を記したインデックスのようなものであり陳述書は作成していない。

当審査会では、参照したメモはインデックスのようなものであるとの説明について質したが、事業に関する多数の資料について陳述聴取の際に受ける質問に対して答える内容の記載箇所のページ、記号番号や頭の部分を書いていたのみということである。そして、陳述聴取終了直後にメモは廃棄したとの説明である。

- (3) これに対し、異議申立人は、「メモといえども行政情報である。当該メモはさいたま市文書管理規則（平成13年5月1日。さいたま市規則第14号。以下「文書管理規則」という。）第34条第2項にはあてはまらない。よって、当該文書は保存されていると思われる」ので、開示せよと主張している。

しかしながら、メモといえども行政情報であるとの主張については、上記文書管理規則によるまでもなく、当該メモが開示決定の根拠となった条例第2条第2号に規定する行政情報かどうかを判断すれば足りるものである。条例上の行政情報であるとするためには、

第1に「実施機関の職員が職務上作成」したものであるかどうか

第2に「当該実施機関が組織的に用いるもの」であるかどうか

第3に「当該実施機関が保有しているもの」であるかどうか

の3点について、これを肯定する論拠が必要であり、以下この3点について順に考察することとする。

まず、第1の点については、前述の通り、当該メモは実施機関の関係職員が監査委員からの陳述聴取の際に参照したインデックスのようなもの

との説明により、職務上作成したものと判断できる。

次に、第2の点については、当該メモは関係職員が監査委員から質問があった際にその説明のため職務上の補助的資料として用い、すなわち、当該個人が専ら自己の職務の遂行の便宜のためのみに利用したものであって、他の職員に配布したり、他の職員がその職務上利用する、共用性のあるものとは認められないので、実施機関が組織的に用いるものには当たらないと判断する。

最後に、第3の点については、第2で述べた通り、当該メモは、組織的に用いられたものではないと判断されることから、条例上の行政情報の要件である実施機関が行政情報として保有しているかどうかを検討する余地はない。

- (4) 以上のとおり、当該メモは行政情報かどうかを判断するための第1の点は認められるが第2及び第3の点は認められず、当審査会としては、条例上の行政情報ではないとの結論に至った。

また、陳述聴取に迅速また正確に回答するため説明すべき箇所をあらかじめ記述しておき、陳述聴取直後に当該メモを廃棄したという実施機関の説明を否定するに足る根拠は見出せなかった。

- (5) したがって、実施機関が「当該行政情報は、存在しない。参考として陳述用のメモは作成したが、既に廃棄している。」として、不開示とした本件処分は妥当と判断するものである。
- 3 以上のとおりであるから、当審査会は、本件異議申立てに理由がないので、前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成27年11月5日	諮問の受理（諮問第406号）
②	平成29年9月21日	審議
③	同 年11月16日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	同 年12月21日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士 平成29年10月21日退任
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士

会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士 平成29年10月22日就任
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)